（参考）違約金特約条項

# 違約金に関する特約条項

第１条　発注者(以下｢甲｣という。)及び請負者(以下｢乙｣という。)が平成　年　月　日付けで締結した［　　］の請負契約（以下｢本契約｣という。）に関し、乙(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（注）　［　　］の部分には、工事名を記入する。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二　本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

第２条　乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　年　月　日

発注者　住所

氏名　［分任］支出負担行為担当官（代理）

［分任］契約担当官（代理）　印

請負者　住所

氏名　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。